

令和 2 年度茨城地方最低賃金審議会  
第 1 回本審議会議事録

令和 2 年 7 月 3 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和2年7月3日（金）午前10時00分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
申 美花  
清山 玲  
田中 泉  
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
高木 英見  
星野 由記  
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広  
加藤 祐一  
舟木 健生  
水出 浩司

事務局 労働局長 小奈 健男  
労働基準部長 細江 裕行  
賃金室長 青木 豊  
室長補佐 川野 義光  
賃金係長 平戸 直美

#### 議事次第

- (1) 会長、同代理の確認について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について

及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について

- (4) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (6) 今後の日程調整について
- (7) その他

川野補佐

ただ今から第 59 期第 1 回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、使用者代表委員の永井委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により委員総数の 3 分の 2 以上、又は公、労、使各代表委員の 3 分の 1 以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。本日は、令和 2 年度最初の審議会の開催ですので、審議に入らせていただく前に、茨城労働局小奈局長よりご挨拶申し上げます。

小奈局長

改めまして、小奈でございます。今日はどうぞよろしくお願ひします。マスクしたままご挨拶させていただくので、聞きづらいかもしれませんが、ご容赦頂きたいと思ひます。委員の皆様方には、本日もお忙しい中、紹介ありましたように本年度第 1 回目となります茨城県の最低賃金審議会にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃より私ども労働行政の運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、委員の皆様方も、自粛等で何かとご不自由な生活だったのかなと察します。その反動もあり、宣言解除後、ご多忙な日々を今は過ごされているのではないかとご拝察いたします。労働局におきましても、県内の企業の事業継続、また、雇用の維持のために、雇用調整助成金の支給や休業や解雇の相談、こういった業務で繁忙な状況にございます。

今日お集り頂いた最低賃金審議会については、まず、皆さんご承知のことと思ひますが、最低賃金制度は一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的でございますけれども、併せて、労働力の質的向上、そして、企業間の公正採用を確保する機能なども期待されておるとこ

ろでございます。それを以って、国民経済の健全な発展に寄与することも狙いとしているところだと思っております。

これまでも政府の閣議決定により、最低賃金の引上げというものが項目として掲げられておりましたが、昨年6月閣議決定された、いわゆる骨太の方針ではより早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すとうたわれております。当県最低賃金につきましても、公労使委員の皆様方に真摯なご審議の賜物で、平成25年から令和元年までの7年間で150円の大幅な引上げを実現することができたところでございます。しかし、今年度、最低賃金の動向については、例年6月に閣議決定される、いわゆる骨太方針がまだ決定されておらず、先月3日に開催されました全世代型社会保障検討会議において、内閣総理大臣より昨年閣議決定した、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すとの政府方針を堅持するとした上で、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であるとの政府としての考え方が示され、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、中小企業、小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう指示がなされたところでございます。

厚生労働大臣は、6月26日に中央最低賃金審議会へ令和2年度地域別最低賃金額改正の目安の調査審議について、諮問を行ったところでございます。当局におきましても、中央最低賃金審議会における目安諮問が行われたこと、及び各種調査指標等を総合的に勘案し、本日、茨城県最低賃金額の改正について、この後お諮りさせていただくこととしております。

各委員の皆様方には、例年ですけれども、真夏の暑い時期に大変ご苦勞をお掛けいたしますが、これら最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的に勘案していただき、併せて、審議会方式により決定しておりますこの最低賃金額は、労使の意

見が一致すれば、強制権を行使する上での説得力が付与されることになると同時に、県内経済の好循環にも繋がることだと考えておりますので、ご審議を尽くしていただきたくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますけれども、委員の皆様方のご理解とご協力をお願いして挨拶とさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

川野補佐

続きまして、委員の方につきましては、委員名簿が資料の1ページにあります。昨年度と変更はありませんので、本年度もどうかよろしくお願いいたします。なお、茨城労働局事務局におきまして、1名人事異動がありましたので紹介したいと思います。平戸賃金係長です。

平戸係長

今年度、よろしくお願いいたします。

川野補佐

それでは、これより議題の方に入らせていただきたいと思います。会長及び会長代理の確認をさせていただきます。茨城地方最低賃金審議会委員の皆様は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間となっております。昨年度に続き、田中会長、清山会長代理ということで、ご確認の程よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

川野補佐

それでは、ご確認いただきましたので、これからの進行につきましては、田中会長によろしくお願いいたします。

田中会長

皆さん、おはようございます。本年もよろしくお願いいたします。それでは、議題(2)の茨城地方最低賃金審議会運営規程等について、お諮りいたします。事務局から議題

(2) の運営規程案、議題(3)の審議会の公開、非公開に関する手続案、傍聴に関する事務処理手続案の説明をお願いして、提案に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

青木室長

おはようございます。今年もよろしくお願ひします。私から、運営規程、公開非公開に関する手続、それから傍聴に関する手続案についてご説明をいたします。この3つの案とも昨年度と変わってございません。本年度は、委員の皆様方が2期目でもあり、審議会の時間短縮という観点から、要点及び審議していただきたい事項の関連のみ説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、運営規程案ですが、お手元の配付資料No.2の2ページから4ページをご覧ください。お示ししている運営規程案については、文字どおり審議会の議事運営に関して定めたものです。要点といたしましては、第6条に会議は原則として公開と書かれております。ただし、公開することによって、個人情報保護に支障を及ぼす場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、会長は、会議を非公開とすることができるというふうに定められております。第7条は、会議の議事録についてですが、第1項は、議事録の作成と署名についてです。第2項については、議事録と資料は公開するという定めになっています。審議会の公開と同じ理由によって非公開とすることができます。第3項には、非公開の場合には、議事録に代わる議事要旨を作成し、公開するとうたわれております。それから、議事録に関しては、公開はしてございましたが、今年から労働局のホームページに掲載をすることになっておりますのでご了解ください。

他の事項については、割愛をさせていただきます。それか

ら、公開又は非公開の決定に関する手続案についてですが、資料No. 3の5ページから7ページをご覧ください。先ほど説明しました、運営規程案の第6条、第7条に基づきまして、当審議会は原則公開ではありますが、従前から金額審議については、第6条のただし書によって非公開としておりました。なお、これらの審議会資料及び議事録の公開又は非公開の扱いについては、会長が決定する。この場合、会長は、必要に応じて、公労使の各委員から意見を聴取することができるというふうにうたわれております。

続きまして、傍聴に関する事務処理手続案ですが、資料No. 4の8ページから11ページをご覧ください。この案は、傍聴の公示、それから傍聴申込手続、傍聴に当たっての留意事項の定めで、併せて留意事項に反する行為に対する対処が定められております。細かな説明は割愛をさせていただきます。以上、要点のみの説明となりますが、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

田中会長           ただ今ご説明頂いた、運営規程案等について、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

全委員           (意見・質問等なし)

田中会長           よろしいでしょうか。なければ、原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員           (異議なしの声)

田中会長           それでは、原案のとおり決定いたします。第6条で、審議会は、原則公開となっておりますが、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利、利益が



不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合は、非公開の取扱いをしています。その為、本審は、原則公開、ただし金額審議は、率直な意見の交換などが損なわれることから非公開としたいと思います。昨年度は、諮問本審、目安伝達本審、異議申出審議本審は公開とし、答申本審は、専門部会報告と金額調査審議を非公開としておりました。その後の局長への答申のときからは、公開としたいと思います。今年度もこのような取扱いでよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

田中会長 それでは、本年度も、諮問本審、目安伝達本審、異議申出審議本審については公開とし、答申本審は、専門部会報告と金額調査審議を非公開といたします。その後の答申の時から、公開といたします。次に、最後の附則の施行期日ですが、本日から施行ですので、令和2年7月3日と入れていただき、案を削除してください。なお、運営規程第7条第1項の議事録への署名ですが、会長の私の他に2名ということですので、労使双方から1名ずつということ、労働者側代表委員から高木委員、使用者側代表委員から加藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (了承の声)

田中会長 また、議事録の公開についても、審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (了承の声)

田中会長 それから、運営規程第4条に最低賃金審議会に出席できな

い時は、会長に通知しなければならないと書いてありますが、ここは、従来から事務局に連絡をして頂いておりますので、そのようにお願いいたします。それでは、本日、傍聴希望の方が見えていらっしゃると思いますので、事務局でご案内をお願いいたします。

(傍聴人会場へ入室)

田中会長

続きまして、議題（４）の茨城県最低賃金の改正決定についての諮問が局長よりございます。事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

平戸係長

(諮問文の朗読)

(局長から会長あて諮問文の手交)

田中会長

それでは、局長より諮問をいただきましたので、委員の皆様、審議の程よろしくお願いいたします。なお、諮問に関する説明が事務局よりございます。お願いいたします。

青木室長

私から説明させていただきます。まず始めに、中央最低賃金審議会についてですが、6月26日に第1回審議会が開催されました。厚生労働大臣から、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についての調査審議を求めるという諮問がなされております。中賃については、6月26日に引き続き、小委員会が7月10日、15日、20日と開催が予定されています。7月22日に目安の答申がなされる予定です。以上が中賃の状況になります。

次に、先ほど局長からも挨拶の中にありましたが、本年は、例年閣議決定される経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針がまだ決定がなされておられません。最低賃金

の動向についての詳しいお伝えができないところなのですが、ただし、資料の参考資料として骨太の方針の骨子案という物を付けさせていただいております。その中の第2章の2項のところに、雇用の維持と生活の下支えという項目が掲げられております。最低賃金についても、7月半ば頃に骨太の方針が取りまとめされるというように聞いておりますので、その時に何らかの方針が打ち出されるのではないかと推測しております。6月3日に開催された全世代型社会保障検討会議において、安倍内閣総理大臣から、昨年までのより早期に全国加重平均1,000円ということを目指すという政府の方針は堅持するというふうに言われています。ただし、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民挙げて雇用を守ることが最優先課題であるというふうに言われております。安倍内閣総理大臣から加藤厚労大臣に対し、中小企業、小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して、検討を進めるようにという指示がなされております。

本日、茨城労働局長から先ほど諮問させていただきました。コロナ禍の状況下ではありますが、労働者の賃金、物価水準等の動向に対し、その実効性を確保する観点から、厚労省関連のいわゆる各種調査の結果、県内の経済情勢の各種指標、春闘の状況、景気動向等を総合的に勘案して、かつ、先ほど申し上げた中央最低賃金審議会における目安額の諮問が行われたことを考慮して、改正の審議調査が必要との判断に至りましたので諮問をさせていただきます。何卒、ご理解の上、本年の茨城県最低賃金額の改正のご審議をよろしく願います。

田中会長

ただ今の諮問に関する説明で、何かご質問等ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

田中会長

なければ、ただ今の諮問に関する資料の説明を事務局よりお願いいたします。

平戸係長

それでは、私からは資料No.5から15までについて説明させていただきます。

まず12ページをご覧になっていただくと、資料No.5となります。これは、内閣府が発表した月例経済報告、令和2年6月の物になりますが、この中で総論としては、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつあるとしています。14ページをご覧いただくと、まず、個人消費については緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持直しの動きが見られるとされており、設備投資は弱含んでいる、輸出、生産については感染症の影響によりそれぞれ急速に減少、減少しているとされています。企業収益についても感染症の影響により急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの改善の兆しが見られる。雇用情勢は、感染症の影響により弱い動きとなっている。消費者物価は、横ばいとなっているとされています。また、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持直しに向かうことが期待されるとしながら、ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとの見通しが立てられています。

続いて22ページになりますが、資料No.6をご覧ください。これは、令和2年5月29日付けの内閣府政策統括官発表による地域経済動向ですが、この中で、24ページになりますが、景況判断については北関東を含め全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化しており、極めて

厳しい状況にあると判断されております。

続きまして 36 ページの資料No. 7 をご覧ください。これは、日本銀行水戸事務所が令和 2 年 6 月 5 日に発表した茨城県金融経済概況ですが、この中で県内の景気については厳しい状況となっているとしています。県内の金融経済の先行きについては、今後は、内外における感染症の影響が和らいでいくまで厳しい状態が続くとみられると予測しています。

続いて 49 ページの資料No. 8 をご覧ください。これは、令和 2 年 4 月 1 日付け日本銀行水戸事務所が発表した 2020 年 3 月の企業短期経済観測調査結果、短観といわれるものですが、全産業で業況判断指数 D. I が製造業の悪化を主因に全体でも前回に比べ悪化し、これは 2013 年 3 月以来の水準となっております。6 月までの予測として、製造業、非製造業ともに悪化し、全産業でも悪化が予測されています。

続きまして 53 ページの資料No. 9 になります。こちらは、令和 2 年 6 月付け茨城県企画部統計課発表の茨城県の経済動向ですが、本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるとした内容になっております。

続いて 63 ページへ進んでいただきますと、資料No.10、茨城県各種指標になります。それから、次の 64 ページが資料No.11、全国各種指標というものになります。これは、当貸金室で各種データを一覧表に取りまとめた物になっております。まず、63 ページの茨城県各種指標の数値では、令和元年の鉱工業生産は前期比でマイナス、消費者物価は前年比でプラス、毎月勤労統計における現金給与総額、きまって支給する給与額は前年を下回っているというものになっております。次に、64 ページの全国各種指標の中で、一番左に国内総生産の部分がありますが、前年比 0.7%のプラス成長になっております。

続きまして 65 ページの資料No.12 となります。これは、日本経済団体連合会発表の 2020 春季労使交渉・業種別回答一

覧というものです。その中で、これは 65 ページになりますが、大手で総平均が 2.17%、66 ページになりますが、中小で 1.72%アップした結果となっております。

続いて 68 ページからになります。資料No.13 となります。こちらは、日本労働組合総連合会が令和 2 年 6 月 5 日に発表した 2020 春季生活闘争第 6 回回答集計結果という物です。賃上げにつきましては、平均賃金方式という物ですが、回答額としては、5,536 円、1.90%で昨年同時期を金額では 20 円上回り、率は 0.01 ポイント増となっております。300 人未満の中小組合では、4,512 円、1.81%で、昨年同時期を金額で 280 円下回り、0.14 ポイントマイナスとなっております。また、この内 100 人未満では、4,121 円、1.78%で昨年同時期を下回り、賃上げ分は金額、率とも全規模区分中最も高くなっております。非正規労働者の賃上げにつきましては、加重平均で、時給は 27.16 円、昨年同時期を 1.28 円上回っております。

次に 75 ページの資料No.14 をご覧ください。こちらは、茨城労働局が令和 2 年 6 月 30 日に発表した、県内の雇用情勢の概況です。令和 2 年 5 月の茨城の有効求人倍率は、1.36 倍で、前月に比べて 0.05 ポイント低下しております。

続いて 89 ページへ進んでいただきますと、資料No.15 となります。こちらは、去年の地域別最低賃金の改定状況を一覧表にまとめたものです。ランクごとに分けて金額の高い順に並べております。去年の結果ということでお知らせいたします。以上で、私からの説明は終了とさせていただきます。

青木室長

続けて説明をさせていただきます。支援事業に関してですが、資料の参考資料のリーフレットの 3 枚目をご覧ください。業務改善助成金というものが添付されていますが、この助成金は、生産性の向上、事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業、それから小規模事業者を支援する助成金で

す。平成 27 年度、30 年度に、交付要件の見直し、改善が図られ利用しやすくなっておりますが、利用件数は伸び悩みの状況にあります。局としても、今後周知広報に力を入れていきたいと思っております。委員の皆様方の関係者にもしご案内の機会がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして 4 枚目のリーフレットをご覧ください。キャリアアップ助成金がありますが、この助成金は、有期契約労働者、短時間労働者など、非正規雇用労働者の企業内での正社員化等を図るキャリアアップを促進するための助成金です。この利用率は、ここ数年茨城局だけでも 700 台、800 台の申請件数を受理している状況にあります。

次に、リーフレットの 5 枚目をご覧ください。働き方改革関連法に伴う茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットになっております。労働時間の管理から生産性向上による賃金引上げ、人手不足の対応、中小企業へ専門家を派遣するなどの事業に活用ができるものになっております。

その他、茨城県等で行っている支援策について、7 枚目に茨城県ホームページから印刷した中小企業支援策活用ガイドブックを添付させていただいております。参考にして頂ければと思ひます。ちなみに、その一覧表の中に、右の番号のところ、32 という番号のところを見ていただくと、茨城県よろず支援拠点、同じ番号のところ、80 番にキャリアアップ助成金、それから 94 番に業務改善助成金の掲載がされております。

また、8 枚目に添付させていただいている厚労省と中小企業庁において作成した最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルがありますので活用していただければと思ひます。

続いて声明文が一つ出ております。資料 No.16 の 90 ページをご覧ください。毎年のことですが、茨城県の弁護士会から声明文が出ております。当審議会あてに、大幅な引上げを求

めるといったものが発表されております。要旨といたしましては、茨城県最賃の 849 円では、月収約 148 万円、年収約 177 万円であり、人間らしい生活を営むことは困難であるため、最低賃金制度はセーフティネットとして実効的に機能させることが必要不可欠である。

それから、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化するためにも、最低賃金の引上げを後退させるべきではない。小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従業員等の社会全体のライフラインを支える労働者の生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。最賃引上げに伴って、政府は、長期的継続的に中小企業支援策も強化すべきである。社会保険料の減免や減税、補助金制度等を構築すべきである。茨城県と東京都でも 164 円もの差があります。賃金が高い都市部での就労を求めて若い人たちが地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化しているので、地域経済の活性化のためにも最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題であるというように言っています。

最後に、茨城県弁護士会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保するため、茨城地方最低賃金審議会に対し、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求めるというようなことが書かれております。以上です。

田中会長

ただ今、説明頂きました資料について、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

田中会長

それでは、配付資料などについての質疑は終了としまして、議題(5)茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置につ



いてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

青木室長

続きまして、私からまた説明をさせていただきます。専門部会の設置の件についてですが、最低賃金法第 25 条 2 項により、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと定められております。専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各同数で 9 人以内とされており、労働局長が任命するという事にされております。例年、公労使各 3 名の委員の任命をさせていただいております。労働者代表委員、それから使用者代表委員につきましては、本日で、これから候補者推薦を公示いたします。推薦期間は、7 月 17 日までとなりますので労使の団体の方からの推薦をよろしくお願いいたします。公益代表委員の方については、労働局長の任命とさせていただきますので、後で調整の方よろしくお願いいたします。

それから、最低賃金審議会令第 6 条 5 項で、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるというように規定されております。この規定について、ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、本年 3 月に茨城県労働組合総連合から茨城労働局長あてに、茨城地方最低賃金審議会専門部会の傍聴を認め議事録を公開するといった要請がなされていることも報告しておきます。この取扱いについては、第 1 回専門部会において審議決定をお願いしたいと思っております。以上です。

田中会長

茨城県最低賃金の決定については、従来から、専門部会の決議をもって本審の決議とする最低賃金審議会令第 6 条第 5 項は適用せず、本審において決めていましたが、いかがいたしましょうか。

委員

(例年どおりの声)

田中会長

特にご意見がなければ、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しないということで決定をいたします。次に、議題(6)今後の審議日程についてお諮りいたします。審議会等の日程をあらかじめ調整したいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局でご提案についてご説明をお願いいたします。

青木室長

ご説明させていただきます。今後の審議会日程の説明ですが、皆様方には先にメール等でいろいろお手を煩わせて申し訳ありませんでした。例年、10月1日発効を想定しまして、皆さんの都合が良い、いわゆる定足数を念頭に置いて、出席人数の多いところの予定を組ませていただいたところがあります。

中賃における目安の答申が7月22日と予定されておりますので、それ以降の日ということで、第2回の本審を8月3日の月曜日10時から、この場所で開催をしたいと思っております。その後、第1回の専門部会をこの場所で開催を続けてしたいと思っております。第2回専門部会は、8月4日の火曜日10時から、この場所で開催をしたいと思っております。連日の金額審議で、専門部会の委員になられた方にはご苦勞をおかけしますが、第3回の専門部会を8月5日の水曜日13時30分からこの場所で開催をしたいと思っております。その後、第3回の専門部会が終了した後に、第3回の本審を同日、審議の時間にもよりますが、予定として15時30分頃から本審を開催したいというように思っております。

それから、8月5日に結審し答申を頂いた場合には、第4回の本審、いわゆる異議審の開催は、15日間置いた日で8月20日が期限となりますので、翌日の8月21日午前中に予

定をしたいと思っております。以上が今のところ把握できる  
予定です。よろしく願いいたします。

もう一つご説明をさせていただきます。本日、諮問をさ  
せていただきましたが、その改正に当たっては、最低賃金  
法第 25 条の 5 項に基づいて関係労使の意見を聴くというこ  
とになっております。その公示については、本審議会後に行  
います。意見については、文書をもって提出していただく  
旨の公示を行うこととなりますが、意見をこの場に出席  
を求めて聴くこともできます。その取扱いについて、この  
場でお決めにいただければと思います。よろしく願いま  
す。

田中会長

ただ今事務局より、関係労使の意見聴取の取扱いについて  
ご説明がございました。意見が提出された場合は、審議会に  
意見書を提出する他、審議会に来て頂いて、その場で意見を  
聴くこともできます。昨年度は、6 団体から意見書の提出が  
あり、目安伝達の審議会で意見を聴取いたしました。今年度  
はいかがいたしましょうか。労働者側いかがでしょうか。

高木委員

昨年同様でお願いしたいと思えます。

田中会長

使用者側いかがでしょうか。

加藤委員

昨年と同様でお願いします。

田中会長

それでは、意見書が提出された場合は、審議会に来ていた  
だいて、その場で意見を聴くことにしたいと思えます。事務  
局は、その予定でご準備をお願いいたします。以上で、本日  
の議題は終了いたしますが、何かございますでしょうか。

田中会長

なければ、事務局よりございますか。

青木室長

事務局からご連絡を申し上げます。地賃とは別になりますが、本年の特賃の関係で、本年3月に労働者側から意向表明が行われております。その申出について、7月の中旬位までをお願いをしたいなというように思いますのでよろしく願いいたします。それに関わって、これはあくまでも事務局からのお願い事なのですが、特賃の改正審議について、必要性とか意見聴取とかという審議が必要になってくると思われまますので、スムーズな審議会運営を図りたいと思っております。そのため、近々またメールで皆様のご予定をお聞きしたいと思っておりますので、すいませんがよろしく願いいたします。以上です。

田中会長

以上をもちまして、第1回茨城地方最低賃金審議会を終了いたします。次回の第2回茨城地方最低賃金審議会は、8月3日月曜日午前10時からこの会議室で開催いたしますのでご出席をお願いいたします。皆様ありがとうございました

議事録署名委員

会 長 \_\_\_\_\_

労働者代表委員 \_\_\_\_\_

使用者代表委員 \_\_\_\_\_